

大阪府立たまがわ高等支援学校運営協議会傍聴に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪府立たまがわ高等支援学校運営協議会（以下、「協議会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 協議会の会議（以下「会議」という。）を傍聴しようとする者は、会議の開催時刻までに、協議会の会長（以下「会長」という。）の傍聴許可を受けなければならない。

2 傍聴人の数は、会長が定める数を限度とし、傍聴の申請者の数がその数を超える場合は、抽選により傍聴許可を受ける者を決定する。

3 前項の規定にかかわらず、新聞、テレビその他報道に携わる者（以下「報道関係者」という。）で会長が特に認める者は、会議を傍聴することができる。

(傍聴することができない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

(1) 凶器、棒その他人に危害を加えるおそれのある物品を携帯している者

(2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕その他これらに類するものを携帯している者

(3) たすき、ゼッケン、ヘルメットその他これらに類するものを着用し、又は携帯している者

(4) 拡声器、笛、ラッパ、太鼓その他楽器等を携帯している者

(5) 酒気を帯びていると認められる者

(6) 前各号に掲げる者のほか、議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第4条 傍聴人は次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。

(2) 私語、談話その他の発言をし、拍手をし、又は騒ぎ立てないこと。

(3) みだりに席を離れないこと。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) スマートフォン等、その他の音声を発する機器については、使用できないよう電源を切ること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影、録音等の禁止)

第5条 傍聴人は、写真、ビデオ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た者は、この限りではない。

(違反に対する措置)

第6条 傍聴人がこの要領に違反したときは、会長は、これを制止し、それに従わないときは、退場を命ずることができる。

(傍聴の禁止及び退場)

第7条 会長が傍聴を禁じ、又は退場を命じたときは、傍聴人は速やかに退場しなければならない。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。